

広報古河有料広告掲載要領

古河市広報掲載取扱要領に基づき、広告掲載の募集に必要な事項を次のとおり定める。

(名称)

広報古河

(規格)

A4版/36ページ、全ページ4色カラー

(発行部数)

46,700部/月、年12回発行

(掲載場所、掲載枠)

広報古河お知らせページの最終ページ、10枠(縦45mm×横85mm)

(掲載料)

1枠 30,000円/月（税込み）

※掲載料の12カ月分を一括納付する場合は、合計額から1割引きとする。

(掲載期間)

広報古河への掲載期間は4月～翌年3月までとする

(申し込み)

- ・1申込者1枠までとする
- ・掲載期間は連続する3カ月を単位とし、同一年度内で12カ月を限度とする
- ・広報掲載による申し込みは年1回のみとし、掲載枠に空きがある場合は随時受け付けを行う
- ・申込者および申込者が所属する会社等に、古河市暴力団排除条例(平成23年条例第32号)第2条第1号から第4号までのいずれかに該当するものがいないことの宣誓書を提出する

(抽選)

申込みが複数あるときは、第1枠から順に選定するものとし、その選定方法は、次の優先項目による順位付けによるものとする。ただし、同順位が複数あるときは、抽選により選定する

- (1) 第1優先 申込み月数が多い申込者
- (2) 第2優先 市内において事業等活動を行う申込者

(入稿)

広告のデータについては、JPEG・PNG・PDFのいずれかとし、広告掲載決定から原則15日以内にシティプロモーション課に提出を行う。また、掲載データに変更がある場合は、掲載希望月の1カ月前に変更データを提出することとする

(その他)

広報古河の広告ページ内に次の文章が入ります

「広告内容に関する質問などについては、広告主に直接問い合わせください」